

横浜商工会議所創業百年及び創業百五十年会員企業顕彰要綱

昭和 56 年12月21日 制 定

平成 30 年 4 月 1 日 改 正

(目 的)

第 1 条 横浜市内の創業百年及び創業百五十年の会員企業を顕彰し、その業績を称えることを目的とする。

(顕彰の種類)

第 2 条 本顕彰は、創業百年会員企業顕彰（以下「百年顕彰」という。）及び創業百五十年会員企業顕彰（以下「百五十年顕彰」という。）の 2 種類とし、両顕彰とも横浜市長並びに横浜商工会議所会頭の連名顕彰とする。

(対象企業)

第 3 条 百年顕彰の対象企業は、会員企業であって当該顕彰年度末日をもって、横浜市内に引き続き百年以上営業しているもの（次項に該当するものを除く。）とする。

2 百五十年顕彰の対象企業は、会員企業であって当該顕彰年度末日をもって、横浜市内に引き続き百五十年以上営業しているものとする。

3 次の各号に該当する企業は、継続営業しているものとみなす。

- (1) 創業後他企業を吸収合併あるいは、業種・取扱商品等の変更があっても事実上同一事業体であるもの
- (2) 戦争、天災地変等の止むを得ない事情で事業を一時中断しても、現在営業しているもの

(非対象企業)

第 4 条 次の各号に該当するものは、顕彰の対象としない。

- (1) 百年顕彰にあっては既に同顕彰を受けたもの
- (2) 百五十年顕彰にあっては既に同顕彰を受けたもの
- (3) その他本商工会議所が諸般の事情を勘案し不相当と認めたもの

(顕彰申請)

第 5 条 顕彰を受けようとする会員企業は、創業百年又は創業百五十年を証明する客観的資料を添えて申請するものとする。

(被顕彰企業の決定)

第 6 条 被顕彰企業の決定は、会頭が委嘱する委員による審査会において審査し、常議員会の承認を得て決定するものとする。

(顕彰の方法)

第 7 条 本顕彰は毎年度 1 回、顕彰状並びに記念品を贈呈して行う。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本顕彰に必要な事項は、審査会に諮って定める。

附 則

- 1 本要綱は、昭和56年12月21日から施行する。
- 2 本要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(対象企業の特例)
- 3 平成30年度顕彰において、対象企業の顕彰該当期間は、第3条(対象企業)の規定にかかわらず、平成30年1月1日から平成30年3月31日までを含むものとする。